

マニュアルには、納期限を経過している滞納者について、債権管理台帳を作成すること、督促状を納付期限超過後20日以内に送付すること、債務者が無資力の状況に近い時などの支払延期の取扱いとして徴収猶予申請書を徴し、分割納入申請書を受理することなどが定められているところで、債権管理状況を見たところ、表2のとおり、督促状の送付が行われていないなどの状況が認められた。

センターは、マニュアルに基づき適正な債権管理を行われない。

(北療育医療センター)

(表2) 不適正な債権管理状況

(単位：件、円)

患者	請求件数	請求金額	事例
A	1	220	滞納者名簿無、債権管理台帳無、督促状送付無
B	11	27,300	債権管理台帳記載無、督促状送付無、分割納入計画書無
C	2	7,140	滞納者名簿無、債権管理台帳無、督促状送付無、徴収猶予申請書無(1件)、債権管理台帳記載無

(職入)

(3) 適正な債権管理を行うべきもの

保健政策部(以下「部」という。)は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)及び東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例(昭和50年東京都条例第8号)に基づき被爆された方々等の福祉の増進を図ることを目的として、健康管理手当及び介護手当(以下「健康手当等」という。)の支給を行っているが、本人が死亡したことを把握するが遅れた場合や他県へ転居した際など、健康手当等を誤って支給してしまうことがあり、その場合は本人もしくはは遺族に返還請求を行っている。

返還請求に伴う債権回収に関しては、福祉保健局債権管理事務処理要綱及び福祉保健局滞納整理事務処理マニュアル(以下「マニュアル等」という。)に基づき、債権管理事務を行っている。マニュアル等では、納期限を経過している滞納者について、

- ① 督促状を納付期限超過後20日以内に発行すること
- ② 督促状発行後1か月経過しても納付がない場合、催告書を送付すること
- ③ 催告書発行後1か月経過しても納付がない場合、架電と戸廻を行うこと

としており、

ところで、返還請求に伴う債権管理状況を見たところ、表3のとおり、督促状を送付するだけで催告書が送付されていないこと、また、住所が判明しているにもかかわらず戸廻による催告が行われていないことが認められた。

部は、マニュアル等に基づき適正な債権管理を行われない。

(保健政策部)

(表3) 不適正な債権管理状況

(単位：円)

滞納者	請求金額	状況		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
D	642,200	H25.2.25 督促状送付	H25.9.27 戸籍確認 H26.2.18 督促状送付	H26.10.16 督促状送付
E	542,760	H24.8.22 督促状送付 H25.2.19 架電催告	H25.8.22 架電催告 H25.11.7 架電催告 H25.11.13 督促状送付 H26.2.18 架電催告	H26.10.16 督促状送付
F	33,570	H24.8.22 督促状送付 H25.2.27 分割申請有	H25.11.7 督促状送付 H26.2.12 督促状送付	H26.10.3 督促状送付 H26.11.20 督促状送付 (再送)
G	67,000	H24.8.22 督促状送付 H25.2.27 督促状送付	H25.4.11 督促状送付	H26.10.16 督促状送付 H26.11.5 督促状送付 (再送)
H	33,670			

(4) 分割に係る収納事務及び手続を適正に行うべきもの

看護専門学校は、東京都立看護専門学校条例(昭和52年東京都条例第78号)及び東京都立看護専門学校学則(昭和46年東京都規則第73号)に基づき学生から授業料を徴収している。ところで、荏原看護専門学校(以下「学校」という。)において授業料の収納状況を見たところ、学校は、授業料の未納(13万2,850円)があった学生1から平成26年度中に計3万6,425円の授業料を受け取っているにもかかわらず、この収納金を監査日(平成27.5.11)現在部の収入として収納していないことが認められた。

東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)によれば収納金(即日指定金融機関に払い込まなければならないと定められており、これにより部の収入として収納されることとなる。しかしながら学校は、収納金額が1期分の授業料に満たないことから払い込みができないものと誤認して収納金3万6,425円を学校保管としていたものであり、適正でない。

また、分割に際しては「福祉保健局滞納整理事務処理マニュアル 平成26年4月」(福祉保健局総務部企画計理課)によれば「分割納付申請書」等を徴することとなっているところ、分割誓約の旨、債権の表示及び債務者学生1の署名押印のいずれもない任意様式の送金予定表しか徴しておらず、適正でない。

(荏原看護専門学校)

(歳出)

(5) 履行確認を適正に行うべきもの

医療政策部では、「脳卒中普及啓発に係る車内広告の掲載」をJに委託している(契約金額：64万6,920円、契約日：平成26.11.27、履行期限：平成27.3.13)。

この契約は、脳卒中普及啓発ポスター(以下「ポスター」という。)について、都営地下鉄三田線、都営バス(千住、練馬及び江戸川各営業所分)、京王バス(八王子営業所分)及び東急バス(改札営業所分)の客上等の車内広告スペースに1か月間(平成27.1.14～2.28のうち1か月間)掲示する内容となっている。

部はこの履行確認のため、仕様書において、①電車にあっては行先表示幕、車両の車体番号及びポスターの掲出状況を、バスにあっては行先表示幕、車両ナンバー及びポスターの掲出状況の写真を撮影すること、②車内広告を掲出した会社に対し、仕様に定める期間及び枚数の掲出を行った旨が確認できる証明書等を収集することを定め、①については写真、②については原本の提出を受注者に求めている。

ところで、受注者から提出された書類を見たところ、①ポスター掲出写真はあるもののポスターが大写しになっており車両や路線の判別ができず、行先表示や車体番号等を撮影したものがない、②掲出期間や掲出枚数等を確認した旨の書類は受注者の記名押印となっており、証明書の収集がなされていないなど、仕様に定める履行確認書類とはなっていないことが認められた。これらの提出書類以外に仕様に定めるポスター掲示がなされたことを確認できるものがないにもかかわらず、部は検査完了として契約代金を支払っており、適正でない。

(医療政策部)

(6) 随意契約に係る事務を適正に行うべきもの

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第3号では、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項及び第2項に規定するシルバー人材センター等から、普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約については、随意契約によることができると定められている。

また、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。)第34条の4においては、令第167条の2第1項第3号による随意契約を締結する場合、契約を締結しようとするときは契約内容、相手方の決定方法、選定基準及び申込方法を、契約を締結したときは契約の締結状況等を、それぞれ公表するものと定められている。

ところで、東村山ナーシングホームでは、構内で発生し集積した樹木枝葉等の収集及び処分について、Kシルバー人材センターと委託契約(契約金額：162万円、契約日：平成26.4.1、履行期限：平成27.3.31)を締結している。当該契約は、同号の規定に基づき随意契約によるものであるものであり、契約締結の前後に、規則に定められた事項の公表が必要となる。

しかしながら、東村山ナーシングホームは、契約締結後の情報は公表しているものの、契約締結前の情報は公表しておらず、適正でない。

東村山ナーシングホームは、随意契約に係る事務を適正に行われた。(東村山ナーシングホーム)

(7) 医薬品等の更新に伴う買入れ契約を適切に行うべきもの

医療政策部では、災害発生時初期期の医療救護に使用する医薬品及び資器材(以下「医薬品等」という。)一式を災害用救急医療資器材7点セット(以下「7点セット」という。)として、都内の備蓄倉庫2箇所に整備している。7点セット内の医薬品等については、東京都災害医療運営連絡会(注)において定められたそれぞれの耐用年数を備蓄年数の基準(以下「備蓄基準年数」という。)として使用期限切れにならないよう更新されている。

ところで、7点セット内の備蓄基準年数が到来する医薬品等の更新に係る買入れ契約(契約金額：1,381万1,148円、契約日：平成26.4.25、履行期限：平成26.6.30、受注者：L)において、納品された医薬品等の使用期限報告を見たところ、仕様書では、備蓄基準年数に対する残存使用期限が9/10以上あるものを納入するよう求めているにもかかわらず、表4及び表5のとおり、220品目中48品目(以下「48品目」という。)において残存使用期限が備蓄基準年数の9/10を満たしておらず、また、31品目(以下「31品目」という。)においては使用期限の記載がないことが認められた。

48品目について、部は、受注者からの「医薬品等の流通過程において十分な使用期限を確保できない」との申出に対し、履行期限より2か月も早い段階で、残存使用期限が仕様を満たさないものの納品に合意している。しかしながら、使用期限が短くなればそれに応じて更新時期が早まるため、都にとつて不利な納品となるにもかかわらず、部は、履行可能性の十分な追求、減価採用又は違約金徴収の検討をしておらず、適切でない。

また、部は、31品目について、酸素ボンベなど一部使用期限を有するものが含まれているにもかかわらず、31品目全てにおいて長期使用が可能であるとして、使用期限を報告させ仕様を満たしているかの確認を行わなかったことは、適切でない。

さらに、31品目の使用期限を確認することにより長期使用が可能であると判明した医薬品等については、使用可能期間を踏まえた発注時期に見直すべきである。

部は、7点セットの医薬品等の更新に伴う買入れ契約を適切に行われた。(医療政策部)

(注) 学識経験者、東京都医師会、東京都薬剤師会等で構成される会議。医薬品等については、使用期限の表示はされていても、備蓄年数の目安となる耐用年数は明らかになっていないものが多いため、医薬品等の備蓄を行うに当たり、当時の東京都災害医療運営連絡会において備蓄年数の基準として耐用年数を定めたものである。

(表4) 使用期限が仕様を満たさない医薬品等 (48品目)

仕様で求める納品 基準 年数	左記の9/10 の使用期限	使用期限報告に見る納品状況 医薬品等の品名 (使用期限)
2年	2016. 4	深塚バツグ (2015. 12)、舌圧子 (2016. 3)、血液型判定用抗血清A (2016. 2)、血液型判定用抗血清B (2015. 12)、血液型判定用抗血清Rh型判定用 (2015. 8)、フェノバール注 (2015. 12)、セフマタゾン (2015. 10)、ブスキュラックス静注用 (2015. 11)、デイリバシ注 (2015. 7)、ネオシネジノコーラ静注 (2015. 12)、アダラートカプセル (2015. 12)、アミカゾン (2015. 12)、ルーゲワールカプセル (2016. 1)、ケワール細粒小児用 (2015. 12)、カタボンLow (2015. 10)、ヒヂイール (2015. 12)、ソフラチユーロ (2016. 2)、50%ブドウ糖注 (2015. 12)、マイロブ (2016. 3)
4年	2018. 2	細棒 (2016. 12)、バストバシDS (2017. 2)、バストバシFL (2017. 3)、クラビカルバシド鎖骨骨折固定帯L (2017. 4)、クラビカルバシド鎖骨骨折固定帯M (2017. 3)、チューベリック足用 (2017. 3)、チューベリック手用 (2017. 3)、点滴用副子 (2016. 11)、マキロン (2017. 3)、タリベット眼軟膏 (2017. 8)、インテパン歴薬 (2016. 7)
6年	2019. 11	藤生セット滅菌ガーゼ (2017. 4)、創傷セット滅菌ガーゼ (2017. 4)、創傷セット三角巾 (2017. 4)、創傷セット網包帯3号 (2019. 1)、創傷セット網包帯4号 (2019. 1)、創傷セットタオル (2017. 2)、手術用セット (2017. 4)、熱傷セット滅菌ガーゼ (2017. 4)、熱傷セットタオル (2017. 2)、熱傷セット網包帯3号 (2019. 1)、熱傷セット網包帯4号 (2019. 1)、熱傷セット三角巾 (2017. 4)、アルフェニス2号 (2019. 2)、アルフェニス8号 (2019. 1)、アルフェニス10号 (2019. 2)、骨折セット三角巾 (2017. 4)、雑品セットタオル (2017. 2)、手術衣セット (2017. 4)
(48品目に係る納品額) 2, 823, 692円		

(表5) 使用期限の記載がない医薬品等 (31品目)

仕様で求める納品 基準 年数	左記の9/10 の使用期限	使用期限報告に見る納品状況 医薬品等の品名 ※いずれも使用期限の記載がない
2年	2016. 4	経口エアウエイ、サクシヨノネクター、酸素ボンベ、止血帯、油紙、ヒニールシート、輸血輸液セットアムコム、血液型判定用紙、アルコーン、サイノペン、緊急医薬品セットアムコム
4年	2018. 2	携帯用血圧計、聴診器、ジャクソニック、創傷セット眼帯、スポンジ付針金副子、マジックキギラス、紙コップ、雑品セット眼帯
6年	2019. 11	足踏式吸引器、藤生バツグ、藤生セット包帯、汚物材料廃棄用タンク、綿球、熱傷セット包帯、骨折セット包帯、頸椎固定用具、サムズグリント、吸引器アダプター、ヒニールシート、石鹸
(31品目に係る納品額) 3, 245, 778円		

病院 経営 本部

1 指図書事項

(重点監査事項)

(収入)

(1) 査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの
 (重点監査事項)
 (収入)
 (1) 査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの
 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等 (以下「基金等」という。) は、病院が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、過剰な診療行為 (検査・投薬等) 等であると判断した場合、診療報酬点数を減点 (以下「査定減」という。) している。
 都立病院では、基金等から査定減の通知があった場合、各病院に設置している保険診療・DPC委員会 (以下「委員会」という。) を開催し、請求内容に正当性があり、基金等の査定減の内容に納得できないと判断したときには請求理由 (症状詳細) を添付した再審査請求書を作成し、基金等に対し、再審査請求を行うこととしている。

再審査請求は、「社会保険診療報酬支払基金に対する再審査の申出について」(昭和60年4月30日付保険発第40号 庁保険発第17号) によると、迅速な再審査処理と支払事務の円滑な実施のために、査定減の通知があったときからできる限り早期に行い、原則6か月以内を遵守するように努められたいとされている。

ところで、小児総合医療センターにおける査定減に係る再審査請求について見たところ、表1のとおり、委員会での再審査請求を行うよう決定しているにもかかわらず、その請求が6か月を超えて遅延しているものが毎月発生し、監査日 (平成27. 5. 26) 現在、未請求のものが34件にのぼることが認められた。

病院は、査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行われたい。

(小児総合医療センター)

(表1) 平成26年度の査定減に係る再審査請求の状況

(単位: 件)

査定減通知のあった月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
再審査請求決定件数 A	31	35	28	37	28	30	32	221
6か月以内請求件数 B	27	34	25	0	23	22	12	143
請求遅延件数 A-B=C	4	1	3	37	5	8	20	78
うち監査日現在、未請求	2	1	3	4	2	4	18	34

(支出)
 (2) 各病院を適切に指導すべきもの
 多摩総合医療センター、小児総合医療センター及び松沢病院は、新鮮血液等の買入れ及び放射線医薬品の買入れについて、A及びBを各々の契約相手方として、病院ごとに特命随意契約 (契約期間: 平成26. 4. 1~平成27. 3. 31) を締結している。

ところで、旧衛生局が各病院あてに通知した①新鮮血液等の買入れについて (昭和62年3月

31日付61衛病開第653号)②放射性医薬品の買入れについて(昭和60年4月19日付60衛病開第41号)(以下「通知」という。)では、仕様書に必ず記載すべき事項を定めるとともに、病院ごとに購入品目に応じた必要事項を適宜追加することにより、仕様書を作成し、契約の適正な履行を確保するよう留意することとしている。

しかしながら、各病院の仕様書を見たところ、表2のとおり、通知で必須事項とされている①納入期限に係る条項、②新鮮血液について返品血液の納品を原則行わない旨の条項、③放射性医薬品の運搬・搬入について放射性医薬品製造規則等関係法令を遵守することなどの条項が漏れている事例が見受けられるなど、通知に基づき仕様書が作成されていない状況となっている。

これは、サービスマネジメント部が、新鮮血液等や放射性医薬品の買入れに係る契約について、適正な仕様書に基づき契約を締結するよう各病院を指導していなかったことによるものである。即ち、各病院を適切に指導された。

(サービスマネジメント部)

(表2) 各病院仕様書における納入期限等の条項の記載状況

納入期限等の条項	多摩総合医療センター	小月総合医療センター	松沢病院
新鮮血液等	①納入期限 記載なし	記載なし	記載あり
	②返品血液 記載あり	記載なし	記載なし
放射性医薬品	①納入期限 記載あり	記載なし	記載なし
	③法令による運搬 記載あり	記載なし	記載なし

(3) 工事契約に係る事務手続等を適正に行うべきもの

広尾病院は、「女子更衣室トイレ床シートほか修繕工事」契約(契約金額:173万160円、契約期間:平成26.8.22~平成26.9.19。以下「修繕工事」という。)により、地下2階女子更衣室トイレの床シートを張り替えている。

また、「女子更衣室トイレ便器ほか改修工事」契約(契約金額:216万円、契約期間:平成26.10.10~平成26.11.5。以下「改修工事」という。)により、修繕工事と同じ箇所である地下2階女子更衣室トイレについて、便器の改修(和式から洋式への更新)を行っている。ところで、この2件の契約について工事現場写真等の書類を確認したところ、修繕工事が完了した平成26年9月19日には便器の改修が終了しており、改修工事のうち女子更衣室トイレの便器の改修については、改修工事前の修繕工事の期間中に行われていたことが認められた。

しかしながら、改修工事の契約日は平成26年10月10日であり、契約締結前に受注者に改修工事を行わせることは適正でない。

また、本件では、工程を踏まえれば一つの工事契約とすることも考えられ、その場合は諸経費等の積算額が縮減できることになる。

病院は、工事契約に係る事務手続を適正に行うとともに、工事工程等を考慮して契約されたい。

(広尾病院)

(4) 診療材料の緊急使用及び契約に係る手続を適正に行うべきもの

各病院の診療材料委員会設置要綱によると、カーテールや眼内レンズなどの診療材料は、診療材料委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て採用されたものを購入するが、採用されていない診療材料について診療上緊急に必要とし、委員会の開催まで待てない場合は、委員長の委員長の承認を得て購入し、使用することができる(以下「緊急使用」という。)とされている。

大塚病院において、平成26年4月及び5月の緊急使用に係る申請書及び診療材料の購入契約関係書類を見たところ、表3のとおり、使用日以後に承認を受け、契約を締結している事例が認められた。

これは、事前に緊急使用の申請を委員長に行わず、また、受注者に納品させた後、事後に契約手続を行ったものであり、適正でない。

緊急使用及び契約の手続を適正に運用している病院も他にあることから、病院内に緊急使用の申請を事前に行うよう周知徹底するとともに、申請のあったものについては速やかに契約手続を行うようになれば、改善は可能である。

病院は、診療材料の緊急使用及び契約に係る手続を適正に行われたい。

(大塚病院)

(表3) 診療材料の緊急使用及び契約に係る手続の適正でない事例(平成26年4月~5月)

品名	緊急使用申請書上の日付		契約書類上の日付	
	承認日	使用日	契約日	納品日
オルフェスCVキット	平成26.4.5	平成26.4.3	平成26.5.21	平成26.5.30
親水性イレウスチューブ	平成26.4.7	平成26.4.5	平成26.6.25	平成26.6.30
サイトマックスIIタテロールメン胆管用生検ブラシ	平成26.4.20	平成26.4.14	平成26.6.25	平成26.6.30
親水性イレウスチューブ	日付不明	平成26.4.27	平成26.6.25	平成26.6.30
CREWGバルーンガイドレーター	日付不明	平成26.5.1	平成26.5.21	平成26.5.30
Niti-S大腸用スチント	平成26.6.2	平成26.5.3	平成26.5.21	平成26.5.30
親水性イレウスチューブ	平成26.6.2	平成26.5.7	平成26.7.9	平成26.7.18
CREWGバルーンガイドレーター	日付不明	平成26.5.14	平成26.5.21	平成26.5.30
オルフェスCVキット	平成26.6.2	平成26.5.16	平成26.6.25	平成26.6.30

(注) 日付不明は、承認印はあるが日付欄が空欄となっているもの。

(5) 工事契約に係る事務手続を適正に行うべきもの

大塚病院は、「当直室ドアテンキーロック設置工事」契約（契約金額：116万8,020円、契約期間：平成27.2.6～平成27.2.27）により、院内の当直室計12室についてテンキーロックの取付工事を行っている。

ところで、工事現場写真等の書類を確認したところ、実際にテンキーロックが取付けられたのは11室であり、1室については取付けが行われていないことが認められた。

しかしながら、病院は、取付けを行っていない1台分機器代金49,500円（税別）のほか、12台分の機器取付費（456,000円（税別））及びその他費用（31,500円（税別））のうち1台分を余分に支出しており適正でない。

病院は、工事契約に係る事務手続を適正に行われたい。

（大塚病院）

(6) 物流管理業務委託に係る契約方法の見直しを検討すべきもの

地方自治法第234条第2項では、任意に特定の業者を選んで契約を締結する随意契約は、地方自治法施行令で定める場合に該当するときに認められるものである。特に、随意契約のうち特定の1者のみを契約の相手方とする「特命随意契約」の場合は、競争を通じた契約選定の公正性や契約金額の妥当性の検証が期待できないことから、より慎重かつ厳正な運用が求められる。

病院経営本部は、医事業務など病院の業務委託契約について、高度に専門的な知識を要する業務委託及び履行不良が患者の診療・生命に影響する業務委託については、特命随意契約とすることも可能としている。また、特命随意契約となっている業務委託については、毎年度、業務の履行状況に関する評価を行い、評価結果が良好な受託者については、最長5年まで特命随意契約の継続を認め、5年経過時には競争入札により受託者を決定する運用（以下「5年ルール」という。）を行っている。

病院の業務委託契約のうち、診療材料等の供給・在庫管理及びその分析を行う物流管理業務委託については、特命随意契約ができるものとしている。

ところで、墨東病院の物流管理業務委託（契約名：東京都立墨東病院物品管理等室業務委託、契約金額：8,272万3,680円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31）を見たところ、この業務の委託を開始した平成11年度以来同じ受託者と特命随意契約により契約を締結していることが認められた。

これは、5年ルールの運用を開始する平成13年度当時、受託者が物品管理システムを所有しており、競争入札により受託者が変更となった場合、同システムの変更も必要となり、業務遂行に支障を来たし、病院運営に影響を及ぼす恐れがあるため、今後、物品管理システムの所有を病院とした際に、物流管理業務委託の契約方法を見直すとして、特命随意契約を継続してきたものである。

しかしながら、病院は、平成13年度当時から今にいたるまで、物品管理システムの所有につ

いて検討しておらず、その結果、10年以上の間、物流管理業務委託に係る特命随意契約の見直しについても検討を行っていないのは適切でない。

（墨東病院）

(7) 契約事務を適切に行うべきもの

東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）では、随意契約によることができる場合の予定価格の額を、財産の買入れについては160万円以下と定めている。

ところで、墨東病院における契約状況について見たところ、随意契約により物品の購入を行っていた表4の契約については、①起案日、契約日、納品日がそれぞれ同じ日で、②契約相手が同一であり、③購入した物品は特定の受注者しか調達できないものではないことから、集約して入札により購入することができる案件であると認められた。

しかしながら、病院が、入札により購入することが可能なものについて、契約を分割し、同一の契約相手と随意契約を行っていたことは適切でない。

（墨東病院）

（表4）集約して入札とすることができた契約の一覧

（単位：円）

起案日	契約日	納入年月日	契約件名	契約金額	契約相手
平成 27.3.19	平成 27.3.20	平成 27.3.30	ワゴン外23点の購入	1,510,509	D
			片抽机外29点の購入	1,498,068	
			ラクスパッド外10点の購入	1,439,488	
			キヤビネット外5点の購入	1,246,104	
			事務椅子外1点の購入	1,137,240	
			スキャナ外13点の購入	811,242	
			(合計)	7,642,651	
			同抽机外9点の購入	1,425,924	
			ダストボックス外10点の購入	1,068,120	
			片抽机外8点の購入	973,118	
フリッターースタン外5点の購入	595,836				
(合計)				4,062,998	

(8) 工事記録写真の撮影を適切に行うよう指導すべきもの

墨東病院は、工事契約における工事記録写真について、特記仕様書の中で「財務局工事記録写真撮影要領」(以下「要領」という。)に準じ処理すること」と定めている。

要領では、写真撮影に関する留意事項として、「撮影日等を明確にする。(黒板等の利用)」としており、撮影日を記入した黒板等を工事現場に置いて写真を撮影する方法により、工事記録写真に撮影日が入ること、工事の経過を適切に記録できるとしている。

ところで、病院における工事契約について見たところ、平成26年度中に行われた12件の工事のうち、表5の工事8件について、工事記録写真に撮影日が入っていないことは、工事の記録として適切でない。

(墨東病院)

(表5) 工事記録写真に撮影日が入っていない工事一覧

改築改修工事に伴うLAN配線工事
新棟電気関係設備改良工事
新棟4階ジェット洗浄機の追加外改良工事
衛星電話用アンテナ設置工事
9 B及び10 B病棟内個室床及び壁紙張替工事
新棟E R外出入口前街路灯設置工事
1 2 B及び1 3 B病棟内個室床及び壁紙張替工事
1 3 B病棟外4箇所LAN配線及び電源コンセント設置工事

産 業 勞 働 局

1 指摘事項

(農出)

(1) 委託契約に伴う農産物の場内販売及び場内私下げに係る取扱いを適切に行うべきもの

農林水産部は、農林総合研究センター試験研究及び管理運営等業務について、公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下「財団」という。)に対して、特命随意契約(契約金額：9億8,255万円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約変更後金額：10億3,228万3,000円)により委託している。

当該契約の業務内容は、①農林関係の試験研究、②委託業務の過程で生じた農産物等の処理及び農産物等の売払代金の徴収に関することなどであり、②の業務については、仕様書に定められた「委託契約に伴う農産物等取扱要領」(以下「要領」という。)に基づき行うこととされている。要領第7条及び第8条では、委託業務の過程で生じた農産物の処理の一端として、市場等出荷が困難な場合、財団は、農林総合研究センターにて場内販売及び場内私下げを行い、この売払代金を徴収し、指定金融機関等に納付することとされている。

ア 場内販売

要領第7条において、市場等出荷が困難又は不適当な品質、規格、数量の場合、財団は、都民に対し、場内販売を行い、販売品目、販売数量、販売金額等を記録し、部に報告しなければならぬとされているが、

① 場内販売の販売価格に係る定めがないこと

② 財団からの報告は表1のとおりであるが、数量の単位が不明なものや設定した販売価格の根拠資料の添付がないものがあること

から、部が報告内容を検証できない状況となっている。

イ 場内私下げ

要領第8条において、市場等出荷、場内販売が困難又は不適当な場合、財団は、財団に勤務する職員等へ私下げを行い、販売品目、販売数量、販売金額等を記録し、部に報告しなければならぬとされている。また、要領第10条において、場内私下げの販売価格について、毎年度末に翌年度の販売価格等を部が定めることとしており、平成26年度については、表2のとおり決定し財団へ通知している。

ところで、財団からの報告は表3のとおりであるが、

① 部は、販売価格について、私下げ農産物は、市場出荷困難なものが対象であるため、その品質・鮮度・規格等を勘案して、市場取引価格の安価から一定程度価格を下げた販売価格により販売している実態もあっており、要領の定めによらないものとなっていること

② 数量の単位が不明であること

から、部が報告内容を検証しているとはいえない状況となっている。

このように、部は、部の蔵入金額の算定根拠となる農産物の場内販売及び場内私下げに係る報告を受けているにもかかわらず、内容の確認を行っていないことから、蔵入金額の妥当性が検証されておらず、適切でない。このため、部は、場内販売の販売価格に係る定めを設けること、場内私下げの販売価格に係る定めを見直すことを行うとともに、財団に対し、場内販売及び場内私下げに係る販売金額について適切な報告を求め、蔵入金額の妥当性を確保する必要がある。

部は、委託契約に伴う農産物の場内販売及び場内私下げに係る取扱いを適切に行われない。

(農林水産部)

(表1) 場内販売の報告

販売日	品名	単価(円)	数量(注)	金額(円)	報告の状況
平成 26. 7. 11	ジャガイモ	50	62	3,100	販売単位が不明、設定した販売価格の根拠資料が添付されていない。
	キヤベツ	100	32	3,200	
	トマト	100	46	4,600	
平成 26. 7. 25	ジャガイモ	100	37	3,700	
	トマト	100	64	6,400	
	アジダバ	50	25	1,250	
平成 26. 8. 22	ナス	150	50	7,500	販売単位の記載があり、設定した販売価格の根拠資料が添付されている。
	米ナス	50	20	1,000	
	ダイコン(大)	100	25	2,500	
	ダイコン(小)	50	13	650	
	ニンジン	100	41	4,100	
	ナス	300	47	14,100	
	アボカド(ワッパレ-1)	500	49	24,500	
	アボカド(紅伊豆)	400	3	1,200	
	アボカド	300	7	2,100	
	ナシセット	250	60	15,000	
平成 26. 9. 12	ナス	100	43	4,300	
	米ナス	200	15	3,000	
	トマト	100	19	1,900	
平成 26. 9. 26	ナシ(あきづき2個)*	200	25	5,000	販売単位が不明、設定した販売価格の根拠資料が添付されていない。
	ナシ(新高2個)*	200	25	5,000	
	ナシ(あきづき)	100	4	400	
	ナシ(新高)	100	14	1,400	
	ナシ(豊水)	100	18	1,800	
	アボカド	400	33	13,200	
	ナス	100	51	5,100	
	米ナス	100	13	1,300	
	ダイコン	50	56	2,800	
	キュウリ	100	22	2,200	
	アボカド	400	87	34,800	
	ナス	100	83	8,300	
	トマト	100	24	2,400	
コマツナ	100	37	3,700		
平成 26. 10. 10	カキ(東京御所)	100	55	5,500	
	カキ(東京紅)	100	56	5,600	
	ダイコン	50	30	1,500	
平成 26. 11. 7	キヤベツ(1個)*	50	33	1,650	
	キヤベツ(2個)*	100	14	1,400	
	カキ(東京紅)	150	65	9,750	
平成 26. 11. 21	サトイモ	250	33	8,250	
	ダイコン	50	49	2,450	
	ネギ	200	53	10,600	
平成 26. 12. 12	ダイコン(小)	50	26	1,300	
	ダイコン(大)	100	26	2,600	
	サトイモ	250	35	8,750	
	ニンジン	50	38	1,900	

(注) 販売単位の記載がある平成 26. 7. 25、平成 26. 8. 22 及び*印を除く全ての品名について単位が記入されており、不明となっていない。

(表2) 場内払下げの販売価格の定め (抜粋)

区分	価格
野菜類	市場価格 (注) 直近の大田市場の取引価格の安値とする。
花類	大田市場で取引がない場合は、その他の市場価格とする。
果樹類	市場価格がない場合は、直売所価格等を参考に設定する。
植木類	但し、果樹については、直売所価格等を参考とする。

(表3) 場内払下げの報告

払下げ日	品名	単価(円)	数量(注)	金額(円)
平成26. 7. 4	トマト	120	34	4,080
	キヤベツ	40	19	760
平成26. 7. 11	トマト	70	54	3,780
	トマト	90	17	1,530
平成26. 7. 18	トマト	70	21	1,470
	トマト	50	27	1,350
平成26. 7. 25	トマト	130	27	3,510
	キヤベツ	100	46	4,600
平成26. 8. 1	トマト	50	19	950
	トマト	50	11	550
平成26. 8. 8	トマト	100	19	1,900
	トマト	80	24	1,920
平成26. 8. 15	トマト	80	19	1,520
	トマト	40	36	1,440
平成26. 8. 22	トマト	30	21	630
	トマト	70	17	1,190
平成26. 8. 29	トマト	160	23	3,680
	トマト	120	14	1,680
平成26. 9. 5	トマト	160	30	4,800
	トマト	70	17	1,190
平成26. 9. 12	トマト	70	15	1,050
	トマト	70	70	4,900
平成26. 9. 19	トマト	50	130	6,500
	トマト	150	60	9,000
平成26. 10. 3	トマト	190	25	4,750
	トマト	70	25	1,750
平成26. 10. 10	トマト	70	42	2,940
	トマト	50	122	6,100
平成26. 10. 17	トマト	150	32	4,800
	トマト	150	3	450
平成26. 11. 14	トマト	140	43	6,020
	トマト	100	38	3,800
平成26. 11. 21	トマト	120	18	2,160
	トマト	50	101	5,050
平成26. 11. 28	トマト	150	37	5,550
	トマト	140	33	4,620
平成26. 12. 5	トマト	140	74	3,700
	トマト	300	45	13,500

払下げ日	品名	単価(円)	数量(注)	金額(円)
平成26. 10. 3	トマト	140	51	7,140
	トマト	100	25	2,500
平成26. 10. 10	トマト	180	15	2,700
	トマト	60	22	1,320
平成26. 10. 17	トマト	70	47	3,290
	トマト	150	110	16,500
平成26. 11. 7	トマト	120	19	2,280
	トマト	150	17	2,550
平成26. 11. 14	トマト	60	11	660
	トマト	150	19	2,850
平成26. 11. 21	トマト	40	105	4,200
	トマト	40	80	3,200
平成26. 11. 28	トマト	40	244	9,760
	トマト	150	15	2,250
平成26. 12. 5	トマト	20	20	400
	トマト	20	14	280
平成26. 12. 12	トマト	40	188	7,520
	トマト	100	11	1,100
平成26. 12. 19	トマト	40	21	840
	トマト	40	127	5,080
平成26. 12. 26	トマト	40	20	800
	トマト	30	25	750
平成26. 1. 2	トマト	40	153	6,120
	トマト	150	10	1,500
平成26. 1. 9	トマト	30	20	600
	トマト	50	7	350
平成26. 1. 16	トマト	270	21	5,670
	トマト	160	23	3,680
平成26. 1. 23	トマト	40	26	1,040
	トマト	270	31	8,370
平成26. 1. 30	トマト	100	17	1,700
	トマト	40	16	640
平成26. 2. 6	トマト	170	9	1,530
	トマト	510	67	34,170
平成26. 2. 13	トマト	270	45	12,150
	トマト	150	12	1,800
平成26. 2. 20	トマト	80	21	1,680
	トマト	100	17	1,700
平成26. 2. 27	トマト	50	20	1,000
	トマト	170	9	1,530
平成26. 3. 6	トマト	70	14	980
	トマト	140	11	1,540
平成26. 3. 13	トマト	150	6	900
	トマト	100	11	1,100
平成26. 3. 20	トマト	80	10	800
	トマト	50	17	850

(注) *印を除く全ての品名について単位が記入されておらず、不明となっている。

(2) 水産振興に係る種苗生産事業委託を適切に行うべきもの
 島しょ農林水産総合センター(以下「センター」という。)は、奥多摩さかな養殖センターの
 管理運営及び栽培漁業センターの管理運営について、表4のとおり、公益財団法人東京都農林水
 産振興財団(以下「財団」という。)に対して特命随意契約により委託している。
 この委託について見たところ、奥多摩さかな養殖センター管理運営において、次のとおり、適
 切でない事例が認められた。

ア 冷水性魚類の種苗生産

センターは、奥多摩さかな養殖センターでの種苗生産業務において生産された稚眼卵及び稚
 魚を生産品として、また生産及び試験研究で不用品となった魚類を不用品として、それぞれ売却
 するとしている。

売却の手続は、

- ① 財団が、センターに、生産品及び不用品の売却予定の連絡をする
- ② センターは、売却の意思決定を行う
- ③ センターは、養殖業者又は漁業協同組合との売却契約を締結する
- ④ センターは、売却代金の調定を行う
- ⑤ センターは、売却代金の納入確認後、財団に、生産品及び不用品の配付の指示を行う
- ⑥ 財団は、養殖業者又は漁業協同組合に対し、生産品及び不用品を配付する
 こととしている。

しかしながら、この手続について見たところ、生産品の売却では、全24件中、表5の
 21件について、不用品の売却では、全16件中、表6の14件について、財団が生産品及び
 不用品を配付した後、売却の意思決定、売却契約の締結及び代金の調定を行っている。

イ 冷水性魚類の養殖業者等に対する養殖技術指導等

表4の主な業務内容の「5 冷水性魚類の養殖業者等に対する養殖技術指導等」については、
 仕様書で定める「東京都奥多摩さかな養殖センター管理運営委託業務実施要領」(以下「要領」
 という。)において、財団は、

- ① 養殖に係る技術指導として、養殖業者・河川漁業協同組合等の種苗配付先からの依頼に応
 じ、飼育・養殖に係る技術指導を行うものとする
- ② ㄞス類の販路拡大に係る技術開発と普及指導として、財団は、ㄞス類の生産量増大や消費
 拡大に向け、加工品の開発や普及活動に取り組む
 こととされている。

しかしながら、事業報告書を見たところ、契約書第8条により完了した委託業務について報
 告することとされているにもかかわらず、これらの業務についての報告が全くなく、業務の履
 行について、十分に確認できない状況となっている。

これらは、センターが、種苗の出納報告等について、契約書に基づき四半期ごとに財団から報
 告させているにもかかわらず、種苗の出納及び事業の執行状況を適時適切に確認していないこと、
 また、仕様書等に基づく履行状況の検証を十分に行っていないことによるものである。このため、
 センターは、種苗の出納及び執行状況の適時適切な確認を行い、履行状況について仕様書等に基
 つき適切に検証する必要がある。

センターは、水産振興に係る種苗生産事業委託を適切に行われない。

(島しょ農林水産総合センター)

(表4) 委託契約の状況

(単位：円)

契約件名	水産振興に係る種苗生産事業委託	
	業務内訳	業務内訳
奥多摩さかな養殖センターの管理運営	栽培漁業センターの管理運営	
契約期間	平成26.4.1～平成27.3.31	
契約金額	222,604,805	113,764,232
内訳	108,840,573	
主な業務内容	1 冷水性魚類の種苗生産(親魚の育 成、採卵、種苗育成、種苗配付等) 2 冷水性魚類の種苗生産の効率化に 関する試験研究 3 施設の維持管理 4 種苗生産に係る魚病対策業務 5 冷水性魚類の養殖業者等に対す る養殖技術指導等	1 種苗の生産及び配付 2 種苗の大量生産を行うために 必要とする試験研究 3 施設の維持管理

(表5) 生産品売却の不適切事例

(単位：産卵卵=粒、稚魚=尾、単価・売却金額=円)

品名	数量	単価	売却金額	契約日	物品受領日 (注)	実際の配付日
ヤマメ春稚魚	40,000	9.62	384,800	平成26.5.28	平成26.6.5	平成26.4.8
ニジマス春稚魚	10,000	5.30	53,000	平成26.7.22	平成26.7.23	平成26.5.8
ヤマメ春稚魚	4,000	9.62	38,480	平成26.7.22	平成26.7.23	平成26.7.3
ヤマメ春稚魚	10,000	9.62	96,200	平成26.7.22	平成26.7.24	平成26.4.10
ヤマメ春稚魚	130,000	9.62	1,250,600	平成26.7.22	平成26.7.25	平成26.4.9
ヤマメ春稚魚	50,000	9.62	481,000	平成26.8.21	平成26.8.29	平成26.4.22
ヤマメ秋稚魚	81,000	36.52	2,958,120	平成26.10.15	平成26.10.20	平成26.9.24
奥多摩やまめ夏稚魚	3,000	36.52	109,560	平成26.10.15	平成26.10.28	平成26.9.25
ニジマス秋稚魚	40,000	9.48	379,200	平成26.11.4	平成26.11.7	平成26.10.8
奥多摩やまめ夏稚魚	4,300	36.52	157,036			平成26.10.1
ニジマス秋稚魚	19,500	9.48	184,860	平成26.11.4	平成26.11.7	平成26.10.17
ヤマメ秋稚魚	1,000	36.52	36,520			平成26.10.20
ヤマメ産卵卵	30,000	1.56	46,800	平成26.11.18	平成26.11.25	平成26.10.22
ヤマメ産卵卵	44,500	1.56	69,420	平成26.11.18	平成26.11.21	平成26.11.9
ヤマメ産卵卵	131,500	1.56	205,140	平成26.11.18	平成26.11.20	平成26.11.2
ヤマメ産卵卵	15,000	1.56	23,400	平成26.11.18	平成26.11.21	平成26.11.9
奥多摩やまめ産卵卵	20,000	3.09	61,800			平成26.10.30
ヤマメ産卵卵	600,000	1.56	936,000	平成26.11.18	平成26.11.20	平成26.11.4
ニジマス秋稚魚	15,000	9.48	142,200	平成26.11.19	平成26.11.21	平成26.11.12
ヤマメ秋稚魚	1,500	36.52	54,780	平成26.11.19	平成26.11.21	平成26.11.4
ヤマメ秋稚魚	12,500	36.52	456,500	平成26.11.19	平成26.11.20	平成26.11.5
ニジマス秋稚魚	21,000	9.48	199,080			平成26.11.6
ヤマメ秋稚魚	1,000	36.52	36,520	平成26.12.9	平成26.12.11	平成26.11.20
イワナ産卵卵	120,000	1.49	178,800	平成27.1.27	平成27.1.29	平成27.1.3
ニジマス秋稚魚	600	9.48	5,688			平成27.1.14
ニジマス産卵卵	160,000	0.87	139,200	平成27.3.9	平成27.3.12	平成27.2.3

(注) 物品受領日は、生産品売却に係る契約書類で養殖業者又は漁業協同組合が受領したとされている受領書の日付である。

(表6) 不用品売却の不適切事例

(単位：数量=kg、単価・売却金額=円)

品名	数量	単価	売却金額	契約日	物品受領日 (注)	実際の配付日
イワナ不用品	290	579	167,910	平成26.5.16	平成26.5.19	平成26.3.20
ニジマス不用品	245	579	141,855			平成26.4.10
ニジマス不用品	75	579	43,425	平成26.5.28	平成26.6.5	平成26.4.9
イワナ不用品	160	579	92,640	平成26.5.28	平成26.6.2	平成26.5.9
ニジマス不用品	200	579	115,800			平成26.5.16
イワナ不用品	135	579	78,165	平成26.9.2	平成26.9.11	平成26.4.1
ニジマス不用品	200	579	115,800	平成26.12.9	平成26.12.12	平成26.6.24
ニジマス不用品	150	579	86,850	平成26.12.9	平成26.12.12	平成26.11.20
ニジマス不用品	20	579	11,580	平成26.12.9	平成26.12.11	平成26.12.3
奥多摩やまめ不用品	216	1,826	394,416	平成26.12.16	平成26.12.18	平成26.12.4
ニジマス不用品	225	579	130,275	平成27.1.6	平成27.1.9	平成26.12.17
ニジマス不用品	225	579	130,275	平成27.1.6	平成27.1.9	平成26.12.19
ニジマス不用品	45	579	26,055	平成27.3.20	平成27.3.30	平成27.2.25
ニジマス不用品	150	579	86,850	平成27.3.20	平成27.3.30	平成27.2.10
ニジマス不用品	150	579	86,850	平成27.3.20	平成27.3.30	平成27.3.5
イワナ不用品	25	579	14,475	平成27.3.20	平成27.3.25	平成27.3.17

(注) 物品受領日は、不用品売却に係る契約書類で養殖業者又は漁業協同組合が受領したとされている受領書の日付である。

中央卸売市場

1 指商事項

(収入)

(1) 滞納金の分割納付を認めるに当たり、完納に至る支払計画を徴収すべきもの
中央卸売市場では、市場内の用地、建物、設備その他施設(以下「市場施設」という。)を卸売業者、仲卸業者、関連事業者等に使用させ市場使用料を収入しており、また、市場において使用する電力、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用について、使用者の負担としている。

この収入に滞納金が発生したとき、管理部で督促状や警告書を通じたのち、各市場では、「債権管理マニュアル(財務局主計部・主税局徴収部)」(以下「マニュアル」という。)に基づき、滞納した業者と納付に向けた交渉を行い、支払計画書を徴収し滞納金の分割納付を認めるなど、滞納金の回収に努めている。

マニュアルでは、滞納金について分割納付を認める場合、「滞納分と新規発生分を合わせて完納に至る納付(支払)計画を立てる。」とされており、支払計画書は債務の承認を兼ねていることから、滞納金を完済することを内容とする支払計画書を滞納者から徴収しなくてはならない。しかしながら、築地市場で、市場使用料を滞納している、A、B、C及びDの4事業者について、分割納付を認めた際に提出された支払計画書を見たところ、表1のとおり、滞納金を完納する支払計画とはなっていないことが認められた。

場は、滞納金の分割納付を認めるに当たり、完納に至る支払計画を徴収されたい。

(築地市場)

(表1) 支払計画書の内容

(単位:円)

事業者	支払計画書提出時の滞納額(a)	支払計画書の支払計画額(b)	差額(a-b)
A	867,690	600,000	267,690
B	1,779,411	960,000	819,411
C	1,106,635	401,280	705,355
D	1,782,989	1,500,000	282,989

(歳出)

(2) 作業委託契約を適切に実施すべきもの

食肉市場では、食肉市場構内/パキユーム作業委託契約(契約金額:352万5,746円、契

約期間:平成26.4.1~平成27.3.31)を締結している。

本件契約は、場構内に設置された排水管に脂・肉片等が堆積することから、堆積物による排水の溢れ、逆流を防ぐために、堆積物の吸引作業を行うものである。

仕様書によれば、吸引作業の場所は業2のとおりで、定期作業と、月1回程度場が委託業務作業依頼書により通知して行う特別作業とがあり、定期作業実施日及び作業場所は、場と受託者が協議して年度当初に年間の作業計画として定められている。

ところで、定期作業の実施状況等を見たところ、以下のとおり適切でない事例が見受けられた。

ア 受託者との連絡体制の徹底を図るべきもの

平成26年9月6日に実施された定期作業は、作業場所6にあるマンホールから排水管の堆積物吸引作業を行ったものであるが、大きな砂利等が非常に多量に流入しているため作業を完了することができなかった。

仕様書では、受託者に対して異常時等に場と連絡調整を行うよう定められているにもかかわらず、受託者は場と連絡をせず、受託者の判断により作業が完了しなまま当日の作業を終えており、適切でない。

場は、受託者との連絡体制の徹底を図られたい。

イ 必要に応じた年間の作業計画を定めるべきもの

平成26年9月6日に完了できなかった作業場所6の作業については、平成26年9月27日に実施し、作業を完了したが、この日に予定されていた作業場所Aの作業が実施されなかった。

その後、作業場所Aについては、作業計画で定められた平成26年10月25日まで、吸引作業が行われておらず、結果として、前回作業を実施した平成26年8月30日から約2か月吸引作業の必要がなかったこととなる。

一方で、特別作業については、緊急的に排水の溢れ、逆流を解消する必要があるとき等に、受託者に通知して実施することとなっているが、平成26年11月までの特別作業の実施状況を見ると、毎月1回同じ箇所吸引作業を行っており、これは、当該箇所については毎月1回定期的な吸引作業が必要ということとなる。

場は、定期作業について、過去の作業実績などを精査して選定し、必要に応じた年間の作業計画を定められたい。

(表2) 作業場所一覧

作業種別	作業場所	実施回数
定期 A	大動物棟西側、東側搬送路	月1回（12月、1月は月2回）
定期 1	小動物棟北側搬送路（センタービル側）	年2回
定期 2	小動物棟西側搬送路	年2回
定期 3	小動物棟東側、南側搬送路	年2回
定期 4	市場棟西側搬送路	年2回
定期 5	市場棟東側搬送路	年2回
定期 6	市場棟→大動物棟間搬送路	年2回
特別	大動物棟内畜畜地下ピット	月1回

(注) 特別作業の作業場所及び実施回数については、平成26年11月までの実績である。

ウ 完了検査を適正に行うべきもの

本件契約の完了検査については、委託完了届とともに毎月提出される作業報告書に添付される写真によって行われており、監査日（平成27.1.20）現在、11月分までの委託料（222万6,788円）が受託者へ支払われている。

ところで、完了検査に用いられた作業報告書の写真を見たところ、表3のとおり、作業後の写真がない、又は作業後の写真を作業中と誤表記しているにも係わらず、完了検査が合格となっており適正でない。

場は、完了検査を適正に行われたい。

(食肉市場)

(表3) 完了検査に用いられた作業後写真の有無の状況

作業実施日	作業後写真の有無		作業実施日	作業後写真の有無	
	○	×		○	×
4月	5	○	8月	2	○
	19	○		23	○
5月	26	×	9月	30	×
	17	○		6	○
6月	24	×	10月	20	○
	31	○		27	○
7月	14	○	11月	4	○
	21	○		11	○
7月	28	△	7月	25	△
	5	○		1	△
	12	×		8	○
	26	△		15	○

(注) 作業後写真があるものは○、ないものは×、作業中と誤表記のものは△で表示している。

(重点監査事項)

(その他)

(3) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの

工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。

特に最低制限価格は、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第18条の規定により、入札参加者に知られないように取り扱うものである。

ところで、工事の積算内容の情報管理について見たところ、次のような状況が認められた。

ア 事業部施設課では、建築・機械・電気設備の工事の設計内訳書の作成に当たり、財務局から配布を受けた管轄積算システム（以下「システム」という。）をインストールした3台のパソコン端末を職員16名で使用している。このシステムには、機密性の高い積算情報が保存されている。

ところで、このシステムを使用するには、パソコン端末にログインIDとパスワードを入力して起動させた後、システムを起動させる必要があるが、システムから警告が出されているにもかかわらず、システムの起動パスワードが常時保存されており、容易に起動できよう状況にある。

このため、作成された設計内訳書を設計担当者以外の者が容易に閲覧できしてしまう状況とな
っていることが認められた。
部は、積算内容等の情報管理を適切に行われたい。

(事業部)

イ 各場では、工事の設計内訳書の作成に当たり、表計算ソフトを使用しているが、積算内容が
記録されたデータを、所属職員が共有するネットワークサーバ内のフォルダに保管し
ている。

ところで、築地市場、世田谷市場、北足立市場及び多摩ニュータウン市場のフォルダの管理
状況について見たところ、表4のとおり、各場の設計担当者以外の者が工事の積算内容を閲
覧・印刷・保存等が可能な状態となっていた。

このことは、積算内容等の情報管理として適切でない。
各場は、積算内容等の情報管理について適切に行われたい。

(築地市場)

(世田谷市場)

(北足立市場)

(多摩ニュータウン市場)

(表4) フォルダの管理状況

工事を施行する部署	電子ファイルの保管先	パスワード等による管理状況等
築地市場	課に所属する職員で共用するネットワークサーバ内 のフォルダ	課ごとにアクセス制限はあるが、係のフォルダには、アクセス制限による管理がされていない。
世田谷市場	場に所属する職員で共用するネットワークサーバ内 のフォルダ	フォルダには、アクセス制限による管理がされていない。
北足立市場	場に所属する職員で共用するネットワークサーバ内 のフォルダ	フォルダには、アクセス制限による管理がされていない。
多摩ニュータウン市場	場に所属する職員で共用するネットワークサーバ内 のフォルダ	フォルダには、アクセス制限による管理がされていない。

建設局

1 指図書事項

(重点監査事項)

(その他)

(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの

最低制限価格制度の対象となる工事における最低制限価格の算定は、各所及び発注部の契約担当が「最低制限価格算定基礎金額表」(以下「算定表」という。)により行っている。その内訳となる直接工事費、共通仮設費等の金額(以下「内訳金額」という。)は、積算担当が「最低制限価格等算定基礎金額内訳書」(以下「内訳書」という。)を用いて算出している。

「内訳書」及び「算定表」の決定関係者への回付は、紙により行われるが、その様式は表計算ソフトによる電子ファイルで用意され、各担当は、その電子ファイルを用いて書類の作成を行っている。

この「内訳書」には、最低制限価格の基礎となる内訳金額及び工事件名が、また「算定表」には、最低制限価格及び工事件名が記載されているため、その内容が記録された電子ファイルは、落札者決定までの期間、厳格に管理する必要がある。

ところで、各部署において、作成時点から落札者決定までの期間における電子ファイルの管理状況を見たところ、監査日(第一建設事務所:平成27.2.18、南多摩西部建設事務所:平成27.2.23、西部公園緑地事務所:平成27.2.25)現在、以下の適切でない状況が認められた。

ア 「内訳書」の電子ファイルについて、第一建設事務所では、共用ファイルサーバの係共有フォルダに保存しているが、パスワード設定等を行っていないことから、当該工事の設計担当以外が閲覧可能な状況となっている。

イ 「算定表」の電子ファイルについて、南多摩西部建設事務所及び西部公園緑地事務所では、共用ファイルサーバの係共有フォルダに保存しているが、パスワード設定等を行っていないことから、当該工事の契約担当以外が閲覧可能な状況となっている。

これらの状況は、各所において、情報の流出によるリスク及び管理方法の検証を行っていないことにより生じたものである。

各所は、価格情報に係るリスク低減の観点から、電子ファイルの管理方法を検証し、工事契約に係る価格情報管理を適切に行われたい。

また、局における契約事務を統括する総務部は、不適切な状況が複数所で見受けられたことを踏まえ、各部署に対し、点検を行い、必要な改善を行うよう指導を徹底されたい。

(総務部)

(第一建設事務所)

(南多摩西部建設事務所)

(西部公園緑地事務所)